

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給 国制度



ひとり親世帯に給付金を支給します。要件がありますので、詳しくは、市ホームページをご確認ください。



令和5年3月分の児童扶養手当を受給した人は、5月26日に支給しましたので、ご確認ください。非課税世帯として、子育て世帯生活支援給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)を受給した人は、当給付金を重ねて受給することはできません。

- 対** ひとり親世帯の人
- 公的年金受給などで児童扶養手当を受給していない人には、6月上旬に支給に関する案内を送付します。6月中旬までに案内が届かなかった人は、お問い合わせください
 - 令和5年1月以降に家計が急変し、児童扶養手当受給相当の収入となった人、公的年金を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない人は申請が必要です
- 申** 6月1日(木)~来年2月29日(木)(必着)
- 申・問** 子ども家庭・若者課 (さわやか保健センター 2階) ☎️561-2364、FAX561-6780

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給 国制度



低所得の子育て世帯に、給付金を支給します。要件がありますので、詳しくは、市ホームページをご確認ください。



令和4年度分の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した人は、5月30日に支給しましたので、ご確認ください。ひとり親世帯として、子育て世帯生活支援給付金(ひとり親世帯分)を受給した人は、当給付金を重ねて受給することはできません。

- 対** 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害のある児童は20歳未満)を養育する人
- 令和4年度は課税であったが、令和5年度に新たに住民税(均等割)が非課税となった人
 - 令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
- ※対象となる可能性がある人には、6月上旬に通知を送付します。6月中旬までに通知が届かなかった人や、②に該当する人は、お問い合わせください
- 申** 6月1日(木)~来年2月29日(木)(必着)
- 申・問** 子ども家庭・若者課 (さわやか保健センター 2階) ☎️561-2364、FAX561-6780

屋外スピーカーで情報伝達試験を行います

非常時に備え、Jアラートを用いて情報伝達試験を行います。

Jアラート(全国瞬時警報システム)

地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて伝えるシステム

- 🕒 6月7日(水) 11:00ごろ (予告放送10:00ごろ)
- 他** ・コミュニティFMラジオ「えふえむ草津(78.5MHz)」でも、試験放送が流れます
- 屋外スピーカーから情報が聞き取れなかったときは、電話自動応答システム(☎️0120-119-932)で情報確認ができます
- 問** 危機管理課(1階) ☎️561-2325、FAX561-6852

免除・猶予された国民年金保険料の追納



国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間があると、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

この期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。老齢基礎年金の受け取り額を増やすために、追納制度を利用しましょう。

※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算金が上乗せされます。追納する場合、古い月の分から順に納めていただくことになります

- 問** 日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎️567-2220、FAX562-9638 保険年金課(1階) ☎️561-2367、FAX561-2480

空き家相談員派遣事業を始めました



空き家で困っている人を対象に、管理や活用などについて、市が協定を締結している不動産団体の事業者を無料で派遣し、助言を行う空き家相談員派遣事業を始めました。市内に空き家を所有している人は、ぜひ利用してください。

- 申・問** 建築政策課(4階) ☎️561-1502、FAX561-2486

忘れずに納めましょう

市・県民税(全期・1期) 国民健康保険税(1期) 納期限(口座振替日) 6月30日(金)

- コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- 口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- 納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。 問 納税課(1階) ☎️561-2311、FAX561-2479

犯罪のない明るい社会を築くために

問 健康福祉政策課(2階) ☎️561-2360、FAX561-2482

一般公開ケース研究会

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、学習するための研究会です。誰でも参加できますので、詳しくは、事務局にお問い合わせください。

とき	ところ
7月1日(土)	矢倉まちづくりセンター 老上西まちづくりセンター*
7月8日(土)	志津まちづくりセンター 南笠東まちづくりセンター*
7月15日(土)	常盤まちづくりセンター 草津まちづくりセンター 大路まちづくりセンター 渋川まちづくりセンター 玉川まちづくりセンター
7月22日(土)	山田まちづくりセンター 笠縫まちづくりセンター
7月29日(土)	笠縫東まちづくりセンター*

- 🕒 13:30~(2時間半程度) ※10:00~
- 問** 市更生保護女性会事務局 ☎️・FAX563-6520

秘密は守ります! 犯罪や非行の悩みは保護司へ相談 (草津保護区草津支部保護司会事務局)

保護司は、法務大臣の委嘱を受け、犯罪・非行の防止や、罪を犯した人の更生と社会復帰に取り組んでいます。家庭や学校、地域などでの悩みを相談してください。

学区・区	氏名	学区・区	氏名
志津	田中孝	玉川	奥井さよ子
	内藤正規		中野宗城
	寺尾正明	南笠東	川瀬善行
城貴志	黒川英男		
志津南	黒川玉英	山田	池田恵俊
	高岡由喜晃		木村清
草津	藤田恵理子		佐山栄子
	田中香治	佐山利子	
大 路	河田美智子	笠 縫	山本喜久子
	香月明		山元孝子
渋 川	津田正慎	笠縫東	三上拓男
	永井信雄		山中多恵子
矢 倉	太田光則	常 盤	稲垣保善
	村田晋作		上寺和親
老 上	治田功		中川和江
	杉江昇		
老上西	宇野満壽美		
	谷大輔		

※敬称略、順不同
※名前は、常用漢字などに変更して掲載しています。ご了承ください

住まいの耐震、大丈夫ですか?

もしもに備えて、気軽にご相談ください。 **申・問** 建築政策課(4階) ☎️561-2378、FAX561-2486

木造住宅の耐震診断・耐震改修

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

- 無料耐震診断
2階建て以下(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣
 - 無料耐震補強概算費用算出
耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり
- ※予算がなくなり次第、終了します



震災時の避難経路を確保

- 危険木造建築物解体費補助金
狭あい道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助
※工事着手前に協議・申請要
※来年3月中旬までに、工事完了が必要
- ブロック塀等改修促進補助金
(道路に面するもの)
地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)
※工事着手前に協議・申請要
※12月上旬までに、工事完了が必要
※予算がなくなり次第、終了します